

第 6 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和3年5月14日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 54 号

熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年3月31日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例等の一部を改正する条例

（熊本県税条例の一部改正）

第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第98条の4第6項中「記名押印した」を「その氏名又は名称を記載した」に改め、同条第9項中「記名押印しなければ」を「氏名又は名称を記載しなければ」に改める。

第100条の3第1項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を加え、同項第1号ア（イ）中「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「令和12年度基準エネルギー消費効率」に、「以上」を「に100分の65を乗じて得た数値以上」に改め、同号アに次のように加える。

（ウ） エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ（3）に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）以上であること。

第100条の3第1項第1号イ（イ）中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同号イに次のように加える。

（ウ） エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第100条の3第1項第1号ウ中「又はトラック」を削り、同号ウ（イ）中「平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ハ（2）に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の115を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号オ中「第9条の4第5項」を「第9条の4第6項」に改め、同号オ（イ）中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「第9条の4第4項」を「第9条の4第5項」に改め、同号エ（イ）中「100分の105」を「100分

の110」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第4項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ニ(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

第100条の3第1項第2号ア中「第9条の4第6項」を「第9条の4第7項」に改め、同号ア(ア)a中「次項第2号」を「次項第2号ア(ア)」に改め、同号ア(ア)b中「次項第2号」を「次項第2号ア(イ)」に改め、同号ア(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第100条の3第1項第2号イ中「第9条の4第7項」を「第9条の4第8項」に改め、同号イ(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第100条の3第1項第3号エを削り、同号ウ中「第9条の4第10項」を「第9条の4第13項」に改め、同号ウ(ア)a中「第149条第1項第6号ニ(1)(i)」を「第149条第1項第6号へ(1)(i)」に、「次項第3号ウ(ア)a」を「次項第3号エ(ア)a」に改め、同号ウ(ア)b中「第149条第1項第6号ニ(1)(ii)」を「第149条第1項第6号へ(1)(ii)」に、「この号」を「b」に、「次項第3号」を「次項第3号エ(ア)b」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「第9条の4第9項」を「第9条の4第12項」に改め、同号イ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号イを同号エとし、同号ア中「第9条の4第8項」を「第9条の4第11項」に改め、同号ア(ア)a中「(法第149条第1項第6号イに規定する平成30年輕油軽中量車基

準をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。) 」を削り、同号ア(ア) b中「(法第149条第1項第6号イに規定する平成21年輕油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。) 」を削り、同号ア(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号アを同号ウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第9項に規定するもの

(ア) 平成30年輕油軽中量車基準(法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。) 又は平成21年輕油軽中量車基準(同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。) に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第10項に規定するもの

(ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第100条の3第2項中「第4項」の次に「又は第5項」を加え、同項第1号ア中「営業用の」を削り、「第9条の4第12項」を「第9条の4第14項」に改め、同号ア(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第100条の3第2項第1号イを削り、同号ウ中「第9条の4第14項」を「第9条の4第15項」に改め、同号ウ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「第9条の4第15項」を「第9条の4第16項」に改め、同号エ(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「第9条の4第16項」を「第9条の4第17項」に改め、同号オ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号オを同号エとし、同項第2号を次のように改める。

(2) 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第18項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第100条の3第2項第3号エを削り、同号ウ中「第9条の4第21項」を「第9条の4第22項」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「第9条の4第20項」を「第9条の4第21項」に改め、同号イ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「第9条の4第19項」を「第9条の4第20項」に改め、同号ア(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第19項に規定するもの

(ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第100条の3第3項中「次項」の次に「又は第5項」を加え、同条第4項中「第1項（第1号アからウまで）」を「第1項（第1号アからエまで）」に、「第2項（第1号アからウまで）」を「第2項（第1号ア及びイ）」に改め、同項の表を次のように改める。

第1項第1号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の65	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」とい
----------------	---	--

		う。)に100分の141
第1項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の162
第1項第1号イ(ウ)及びウ(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号エ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号ニ(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)に100分の120	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の130
第2項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号イ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144

第100条の3に次の1項を加える。

- 5 第1項(第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。)及び第2項(第1号ア、第2号及び第3号アに係る部分に限る。)の規定は、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車(法第149条第3項に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車をいう。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(3)に規	令和2年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(3)に規
------------	--------------------------------------	-------------------------------------

	4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)に100分の65	定する令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)に100分の94
第1項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)	令和2年度基準エネルギー消費効率
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第2項第1号ア(イ)、第2号イ及び第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87

附則第7条の2中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第7条の3中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第8条及び第8条の2中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第8条の4第1項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第8条の9第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第2項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を、「第2号イ」の次に「若しくは第3号イ(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改め、同条に次の2項を加える。

3 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(以下この条及び附則第9条にお

いて「軽油自動車」という。)のうち、同号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準(附則第9条において「平成30年輕油軽中量車基準」という。)又は同号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準(附則第9条において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合する乗用車(同号イ及びロに掲げる乗用車を除く。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第99条第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さないものとする。

4 第100条の3第1項第3号ア若しくはイ又は第2項第3号アに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、第99条第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さないものとする。

附則第8条の10第1項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を、「エネルギー消費効率」の次に「(法第145条第4号に規定するエネルギー消費効率をいう。附則第9条及び第9条の3第1項において同じ。)」を加える。

附則第8条の11第1項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同項の表中「第4項」の次に「又は第5項」を加え、同条第2項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第8条の12第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「乗車定員30人未満の附則第8条の12第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円」を「乗車定員30人以上の附則第8条の12第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので省令附則第4条の11第4項に規定するものに限る。)にあつては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第8条の12第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同項第2号中「附則第4条の11第4項」を「附則第4条の11第5項」に改め、同条第3項中「附則第4条の11第5項」を「附則第4条の11第6項」に、「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同項第2号中「附則第4条の11第6項」を「附則第4条の11第7項」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び第6項において同じ。）が8トンを超え20トン以下のトラック（省令附則第4条の11第13項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第3号及び第4号において同じ。）であって、同法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第11項に規定するもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同法第41条第1項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第9項に規定するもの（次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）、同法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第10項に規定するもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）及び同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第6項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第12項に規定するもの（第6項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（省令附則第4条の11第8項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第100条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）から525万円を控除して得た額」とする。

附則第8条の12第5項中「第1号から第3号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日まで」を「当該自動車の取得が令和3年10月31日まで」に改め、同項第1号中「バス等」を「乗用車（省令附則第4条の11第15項に規定するものに限る。）又はバス（省令附則第4条の11第16項に規定するものに限る。）（次号において「

バス等」という。)に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラック」を「車両総重量が8トンを超えるトラック(省令附則第4条の11第18項に規定する被けん引自動車を除く。)」に、「平成27年8月1日」を「令和4年5月1日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安基準」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置を」を「側方衝突警報装置を」に、「附則第4条の11第16項」を「附則第4条の11第17項」に、「令和2年10月31日(バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日)」を「令和5年3月31日」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第4条の11第17項」を「附則第4条の11第19項」に改め、同項を同条第7項とする。

附則第9条第1項中「次項第1号及び次条第2項」及び「次項第2号及び次条第2項」を「以下この条及び次条第2項」に改め、同項第1号中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項第2号中「法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(次項第6号において「軽油自動車」という。)」を「軽油自動車」に、「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同条第2項中「、当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)」が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割(第104条第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り」を削り、「第101条の」を「同条の」に改め、同項第2号中「附則第5条の2第1項に規定するもの」の次に「(第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。)」を、「この号」の次に「及び第5項第2号」を加え、同項第4号中「次項第1号」を「以下この条」に、「同条第1項第4号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に、「同条第1項第4号イ(2)」を「同号イ(3)」に改め、同項第5号中「次項第2号」を「以下この条」に、「同条第1項第5号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に改め、同項第6号中「法第149条第1項第6号イに規定する」及び「同号イに規定する」を削り、同条第3項中「掲げる自動車」の次に「(前項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、「、当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)」が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割(第104条第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車及びキャンピ

ング車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り」を削り、「第101条の」を「同条の」に改め、同条第4項中「第2項(第4号及び第5号を除く。)」を「第2項第1号から第3号まで」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次に掲げる自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)に対する第101条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第7項に規定するもの

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第8項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第9項に規定するもの

(6) 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ

令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第10項に規定するもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第101条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第11項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第12項に規定するもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第13項に規定するもの

附則第9条の3第1項中「又は第3項」を「、第3項、第5項又は第6項」に、「第4項」を「第6項」に改める。

（熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 熊本県税条例の一部を改正する条例（令和2年熊本県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、第38条の改正規定中「同条第55項」を「同条第63項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。